

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

山口県宇部市八王子町一二番二四号

株式会社ユハラ

代表清算人 湯原 英仁

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

愛媛県大洲市八多喜町甲一二五三番地一

松田製材工業株式会社

代表清算人 松田 司郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第二項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

愛媛県松山市千舟町五丁目七番地二

一般財団法人進級ボランティア事業団

代表清算人 松岡 功

解散公告

当社は、令和八年九月三十日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

福岡市早良区高取二丁目一三番一号

株式会社三星舎Kitchen

代表清算人 調 香生子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

福岡県福津市畦町四三九一一

有限会社アクロス

清算人 金丸 真澄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

福岡県北九州市小倉北区泉台四丁目四番二

六号 有限会社セイブジェイ

清算人 橋本 浩子

解散公告

当社は、令和八年十月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

福岡県福津市高平九番地の一〇

株式会社暮らしすと

代表清算人 松本 壽子

解散公告

当公社は、令和八年九月三十日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

長崎県長崎市元船町一七番一号

長崎県土地開発公社

清算人 犬塚 尚志

解散公告

当社は、令和八年九月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

熊本市東区榎町三番五二号

株式会社Liba

代表清算人 坂井 優仁

解散公告

当社は、令和八年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

宮崎県宮崎市一の宮町三番地三

株式会社トマト不動産

代表清算人 合谷 明久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

鹿児島市谷山港二丁目三番地三〇

有限会社デックジャパン

清算人 時田 幸記

解散公告

当社は、令和八年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

沖縄県うるま市字昆布一四四二二二

有限会社トージン商会

代表清算人 伊藤 三津郎

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年八月二十七日開催の社員総会の決議及び東京都知事の認可により、令和八年九月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都葛飾区堀切三丁目五番二号一階

医療法人社団敬芳会

清算人 山崎 真澄

解散公告(第一回)

当法人は、令和八年六月十五日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、令和八年九月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

静岡県富士宮市朝日町六番二三号

医療法人社団けんせい

清算人 渡邊 弘子

解散公告(第一回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

大阪市此花区春日出北一丁目一番二二二号

浄宗寺

清算人 小松 学道

解散公告(第一回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

鹿児島県日置市東市来町長里一四番地一

医療法人史幸会

清算人 新山 史朗

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年九月十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

栃木県栃木市河合町二番三号エクセルパルビル二F

医療法人清精会

清算人 池森 亨介

解散公告(第二回)

当法人は、令和八年十月十一日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和八年十月二十九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年十月三十日

東京都町田市市中町三丁目二一一二KIN G・DAD四〇一号室

弁護士法人わかば総合法律事務所

代表清算人 毛利 拓朗